

特別支援学校教諭免許状取得

(特B) 二種免許状と実務経験を基に、一種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第7（一種免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち	
特別支援学校教諭 一種免許状	特別支援学校教諭 二種免許状	良好な成績の実務年数	3
		修得を要する単位数	6

※特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、一種免許状に対応する課程認定（授与を受けようとする特別支援教育領域を有する）を受けている大学等機関での単位修得が必要。

※良好な成績の実務年数は、取得しようとする免許状の特別支援領域を担当する教員として特別支援学校に在職した年数とする。（複数の領域を定めた免許状を上進する場合、必要となる在職年数は、当該免許状に定められる領域のうちいずれか1つ以上に係るもので足りる。→H23.11月：文部科学省初等中等教育局教職員課通知「特別支援学校教諭免許状の取扱いについて」より）

＜修得単位の内訳＞ 特別支援学校教諭一種

	免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数（計6単位以上）	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1以上
第2欄※	＜特別支援教育領域に関する科目＞ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（心理等に関する科目） 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等に関する科目）	視	2以上
		聴	
		知	
		肢	
		病	
第3欄	＜免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目＞ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（心理等に関する科目） 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等に関する科目） ※免許状に定められる領域以外の全ての領域を修得すること（重複障害・LDを含んで修得）	心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目	2以上

※免許状に定める教育領域について必要単位を修得し、第2欄の修得単位の合計が2単位以上になるようにすること。